

2. 国・県の情報化政策の動向

2-1 国における情報化政策の動向

(1) わが国における情報化政策の変遷

平成12年(2000年)、わが国で初めて情報通信技術の活用に係る基本理念及び基本方針を示した「IT基本法」が成立し、施行されました。

当初は基盤整備を政策の柱とし、その後利活用の推進に舵を切り、着実に高度情報通信ネットワーク社会の形成が図られてきました。IT基本法の施行後20年余りが経過し、インターネットやスマートフォン等の情報通信技術が市民生活に欠かせないものとして定着し、情報通信技術により取得される様々なデータが社会経済活動の源泉として位置付けられるようになるなど、社会を取り巻く動向も大きく変化しています。

(図2参照)

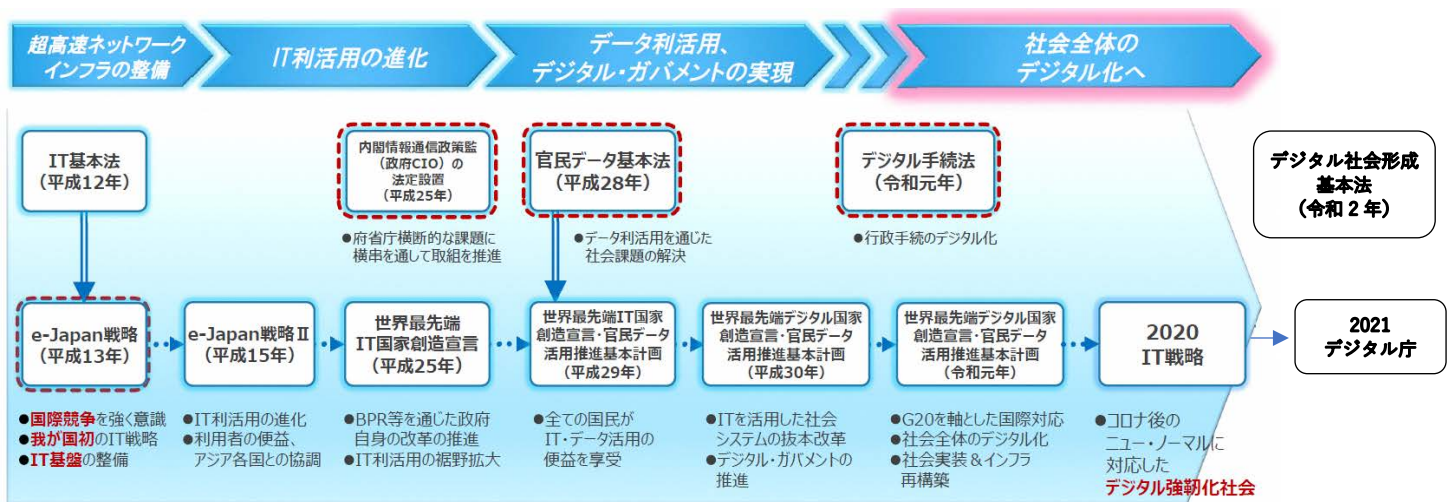


図2: わが国におけるIT戦略の歩み(令和3年(2021年)以降加筆あり)

出典: デジタル庁 第1回デジタル社会推進会議参考資料

(https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/digital/20210906_meeting_promoting_07.pdf)

一方で、令和元年（2019 年）12 月以降に全世界で感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、わが国の社会経済にも大きな影響を及ぼしました。これまでのような社会・経済活動は制限され、様々な場面で 3 密（密閉・密集・密接）を避けた行動様式が求められるようになるなど、社会や価値観に変容がみられるようになりました。（図 3 参照）



図3:新型コロナウイルス感染症がもたらした社会・価値観の変容

出典:高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT総合戦略本部)資料

(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dai78/siryou1-1.pdf>)

政府は、このような状況において、これまでの情報化政策を抜本的に見直し、コロナ禍におけるデジタル社会の形成を推進するため、IT基本法に代わる新たな基本法を制定するとともに、各省庁にまたがっていた情報化推進部門を統合したデジタル庁を新たに設置するなど、これまで以上にデジタル化を強力に推進する姿勢を示しています。

(2) デジタル社会形成基本法

令和3年(2021年)5月、IT基本法に代わりデジタル化を推進するための基本理念及び基本方針が示された「デジタル社会形成基本法」が成立し、同年9月1日に施行されました。

この法律は、デジタル社会の形成による経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現等を目的として、デジタル社会の形成に関する基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の策定について規定したものです。政府は、この法律によりデジタル社会の形成の基本的枠組みを明らかにし、これに基づき施策を推進することとしています。(図4参照)

趣旨

デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するため、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の作成について定める。

概要

1. デジタル社会

「デジタル社会」を、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会と定義する。

2. 基本理念

デジタル社会の形成に関し、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、利用の機会等の格差の是正、個人及び法人の権利利益の保護等の基本理念を規定する。

3. 国、地方公共団体及び事業者の責務

デジタル社会の形成に関し、国、地方公共団体及び事業者の責務等を規定する。

4. 施策の策定に係る基本方針

デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、多様な主体による情報の円滑な流通の確保(データの標準化等)、アクセシビリティの確保、人材の育成、生産性や国民生活の利便性の向上、国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用、公的基礎情報データベース(ベース・レジストリ)の整備、サイバーセキュリティの確保、個人情報の保護等のために必要な措置が講じられるべき旨を規定する。

5. デジタル庁の設置等

別に法律で定めるところにより内閣にデジタル庁を設置し、政府がデジタル社会の形成に関する重点計画を作成する。

6. 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の廃止等

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法)を廃止するほか、関係法律の規定の整備を行う。

7. 施行期日

令和3年9月1日

図4: デジタル社会形成基本法の概要

出典: デジタル庁

(https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/d12bde7e-a950-493b-987c-0f8d4bbd1b6b/20210901_laws_r3_35_outline.pdf)

(3) デジタル社会の実現に向けた重点計画

「デジタル社会形成基本法」の成立を受け、政府のデジタル社会形成に向けた重点計画として「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が令和4年(2022年)6月に閣議決定されました。

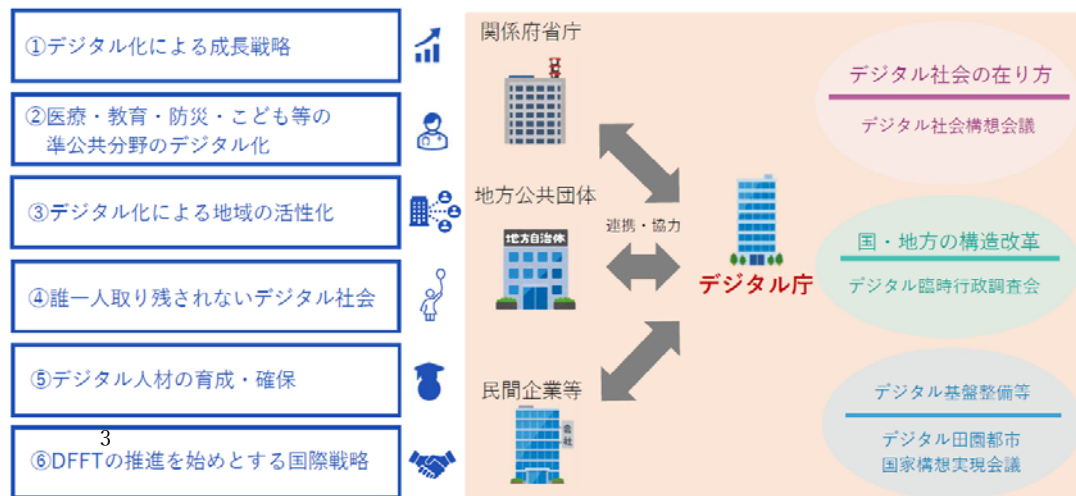
この計画は、デジタル社会の目指すビジョンである「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」の実現を目指すとともに、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めるための指針を示したものです。(図5参照)

徹底した国民目線で行政サービスを刷新すること等により、誰もがデジタルの恩恵を受けることのできる社会や、地方においてもデジタルによる恩恵が受けられる社会に向け、さらには、自然災害や感染症等に際しての強靱性の確保や、少子高齢化等の社会的な課題への対応のためにも、国、地方公共団体、民間事業者その他の関係者が一丸となって取り組むことをうたっています。

デジタル社会の目指すビジョン

- ・「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」(「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(R2.12.25))
→「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を進めることに繋がる。

「目指す社会の姿」を実現するために 以下①～⑥が求められる。



- ・ 上記①～⑥の実現に向けた進捗をはじめ、デジタル化の進捗を大局的に把握するための指標として、国民や民間企業の満足度や利用率などを設定。定期的に把握し、国民に提示することで、デジタル化を着実に推進。

図5: デジタルにより目指す社会の姿

出典: デジタル庁 デジタル社会の実現に向けた重点計画
(<https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program/>)

³ DFFT: 信頼性のある自由なデータ流通のこと。「プライバシーやセキュリティ・知的財産権に関する信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解決に有益なデータが国境を意識することなく自由に行き来する、国際的に自由なデータ流通の促進を目指す」という、日本政府が提唱したコンセプト。DFFTはData Free Flow with Trustの略称。

(4) デジタル田園都市国家構想

人口減少、少子高齢化、過疎化・東京圏への一極集中、地域産業の空洞化といった地方の社会課題に対し、デジタル技術の活用により、地域の個性を活かしながら解決を図り、地方活性化を加速するため、「デジタル田園都市国家構想」を提唱し、地方の取組を支援することとしています。

令和4年(2022年)6月には、この構想が目指すべき中長期的な方向性を示すため、「デジタル田園都市国家構想基本方針」が閣議決定されました。また、令和4年(2022年)12月には、施策ごとに令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5か年のKPI(重要業績評価指標)とロードマップ(工程表)を示した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が閣議決定されました。(図6参照)

この方針に基づき、地方は、自らが目指す社会の姿を描き、自主的・主体的に構想の実現に向けた取組を推進し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すことが求められています。



図6: デジタル田園都市国家構想総合戦略 概要

出典: 内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議
(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_denen/pdf/20221223_gaiyou.pdf)

(5) 自治体DX推進計画

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が掲げる目指すべきデジタル社会のビジョンの実現に向けた自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化した「自治体DX推進計画」が令和2年（2020年）12月に策定され、令和4年（2022年）9月に改定されました。（図7参照）

また「自治体DX推進計画」を踏まえ、自治体が着実にDXに取り組めるよう、「自治体DX推進手順書」が作成され、公表されました。

これらの計画に基づき、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていくことが求められています。

自治体DX推進計画の趣旨	
○『デジタル・ガバメント実行計画』（R2.12）に掲げられた各施策のうち、自治体が重点的に取り組むべき事項や国による支援策等を取りまとめ、令和2年12月に計画を策定。 ○その後、『骨太の方針2022』において「自治体DX計画改定により、国の取組と歩調を合わせた地方自治体におけるデジタル化の取組を推進する」とされたことを受け、令和4年9月、『デジタル社会の実現に向けた重点計画』『デジタル田園都市国家構想基本方針』（令和4年6月閣議決定）において国が掲げる理念や支援策等を盛り込む改定を実施。	
自治体DX推進計画（2022.9.2改定） ※計画期間：2021.1～2026.3	自治体DX推進手順書（2022.9.2一部改定）
■自治体におけるDXの推進体制の構築 ① 組織体制の整備（全庁的・横断的な推進体制） ② デジタル人材の確保・育成 ③ 計画的な取組み（スケジュール策定等） ④ 都道府県による市区町村支援 ■重点取組事項（※）自治体の業務システムの改革 ① 自治体情報システムの標準化・共通化 ・2025年度までに基幹系20業務システムを標準準拠システムへ移行 ② マイナンバーカードの普及促進 ・2022年度末までに殆どの住民が保有することを目指し申請・交付促進等 ③ 行政手続のオンライン化 ・住民に身近な31手続をマイナポータルでオンライン手続可能に ④ AI・RPAの利用推進、⑤ テレワークの推進 ・②、③による業務見直しなどに併せ導入・活用を推進 ⑥ セキュリティ対策の徹底 ■自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項 ① デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化 ② デジタルバйд対策 ③ デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し	■自治体DX全体手順書（2022.9.2改定） ・DXを推進に必要と想定される一連の手順を0～3ステップで整理 - ステップ0：認識共有・機運醸成 - ステップ1：全体方針の決定 - ステップ2：推進体制の整備 - ステップ3：DXの取組の実行 ■自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書 ・自治体情報システムの標準化・共通化の意義・効果や、自治体における作業手順等を示すもの ■自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書（2022.9.2改定） ・自治体の行政手続のオンライン化の取組み方針や、自治体における作業手順等を示すもの ■参考事例集 ・DXの認識共有・機運醸成、推進体制の整備、個別のDXの取組み等について、先行する自治体の事例を集めたもの 地域社会のデジタル化に係る参考事例集（2022.9.2改定） ○これから事業に取り組む団体の参考となるよう、各団体の事業概要を写真やイラストとともにまとめたもの。令和4年9月、取組に至った経緯・課題意識、活用した国等の支援制度等を盛り込むバージョンアップを実施。

図7:自治体DX推進計画 概要

出典：総務省 自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画等の概要
(https://www.soumu.go.jp/main_content/000835261.pdf)

2-2 静岡県における情報化政策の動向

(1) ふじのくに DX 推進計画

静岡県は、平成 30 年（2018 年）3 月に策定された静岡県高度情報化基本計画（ICT 戦略 2018）、官民データ活用推進計画に代わる計画として、令和 4 年（2022 年）3 月に「ふじのくに DX 推進計画」を策定しました。

この計画では、基本理念として「誰にも優しく、誰もが便利に、安全・安心、そして豊かに」をうたい、基本理念に基づき地域社会、市町、県庁の三つのフィールドにおいて政策（施策）を展開し、10 年後の目指す姿を実現することとしています。そしてこの計画を、その実現に向けた第 1 段階として位置付け、目指す姿の実現に向けた具体策としてデジタルデバйд⁴対策の実施やデジタル技術の実装など五つの政策の柱に基づき DX を推進することとしています。（図 8 参照）

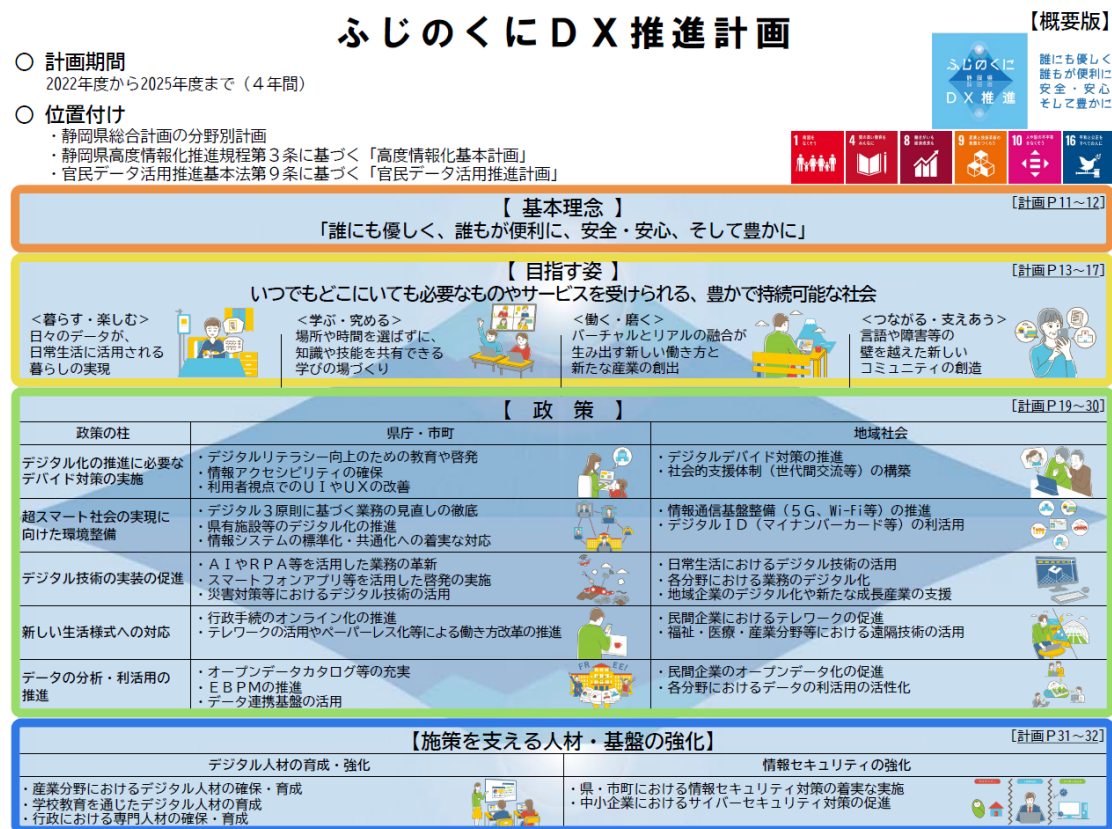


図8:ふじのくにDX推進計画 概要

出典:静岡県デジタル戦略課

(<http://www.pref.shizuoka.jp/kikaku/ki-510/kihon/dxsuishin.html>)

⁴ デジタルデバйд:情報格差のこと。インターネット等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間にもたらされる格差のこと。